

奨学のための給付金制度のお知らせ

この制度は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業として、平成 26 年 4 月以降に公立高校へ入学した生徒の保護者等の方を対象とした**返還不要**の給付金を支給するものです。授業料以外の教育に必要な経費の経済的負担の軽減を図るため、以下の条件に該当する保護者等の方に年に一度、給付金を支給します。支給を受けるには年度ごとに申請が必要となりますので、対象となる方は忘れずにご申請ください。

R8 年度対象が拡大しました。内容を必ず御確認ください。

対象となる方 平成 26 年 4 月 1 日以降に入学し、令和 8 年 7 月 1 日現在で在学している高校生等の保護者（子に対して親権を行う者または未成年者後見人、生徒の就学に要する経費を負担すべき者）等で、次の 1～3 の全てに該当する方。

- 1 保護者等が支給年度の 7 月 1 日において山梨県内に住所を有していること
- 2 保護者等全員の令和 8 年度の県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が 182,500 円未満又は生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること
※下記の①～⑦に該当しない生徒等については「保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税又は生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること」
- 3 高校生等が高等学校等就学支援金又は高校生等・新修学支援金又は学び直し支援金の受給権者の方

- ①日本国籍を有する者②特別永住者③永住者④日本人の配偶者等⑤永住者の配偶者等
⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※ ただし、以下のいずれかに該当する場合は給付金を受け取ることはできません。

- ・ 児童福祉法による「児童入所施設措置費等国庫負担金」の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている方（ただし母子生活支援施設の高校生は除く）
- ・ 高校生等が令和 8 年 7 月 1 日に休学している場合（ただし 11 月末日までに復学し、奨学給付金の申請をした場合は対象となります）
- ・ 高等学校等を卒業または修了したことがある方

支給回数 1 人の高校生等につき年 1 回、通算 3 回（ただし、定時制及び通信制の高等学校に通う高校生等は通算 4 回、専攻科に通う生徒高校生等は 2 回）を上限とします。

基準日 令和 8 年 7 月 1 日現在の状況により審査いたします。

提出・審査結果について 申請書等は高校事務室を通じて配布します。対象となる方は、申請書の他、裏面に記載されている書類を学校が指定した日までに郵送または持参して学校に提出してください。

私立高校に在学する生徒の申請書を公立高校へ提出することはできません。

書類を審査した後、審査結果を通知します。認定された方には、12 月末日までに給付する予定です（支給は年に一度です）。

注意 保護者等の住所が県外にある場合は山梨県の高校へ提出せず、住所のある都道府県の教育委員会等の指示に従って提出してください。また、保護者等の住所が山梨県内にあり、生徒が県外の公立高校へ在学している場合は、山梨県高校教育課（電話 055-223-1769）へ、県外の私立高校へ在学している場合は、山梨県総合県民支援局まなび支援課（電話 055-223-1322）へお問い合わせください。

		学校区分	1人あたり支給額 (年額)
生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等		全日制・定時制・通信制	32,300 円
保護者等の 道府県民税 所得割及び 市町村民税 所得割	非課税の世帯の高校生等 (生活保護受給世帯を除く)	全日制・定時制	143,700 円
		通信制	50,500 円
	合計額が 100 円以上 105,500 円未満の世帯の 高校生等	全日制・定時制	47,900 円
		通信制	16,830 円
	合計額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯の 高校生等	全日制・定時制	35,930 円
		通信制	12,630 円

申請に必要な書類

(1) 全員共通で提出するもの

- ☐ 申請書（高校生等 1 人につき 1 枚提出）

対象となる高校生等が複数いる場合は、それぞれの申請が必要です。

- ☐ 口座振込依頼書および通帳等の写し
- ☐ 委任状（学校で給付金を授業料以外の教育費と相殺する場合）
- ☐ 高校生等が県外の公立高校等へ在学している場合のみ「在学証明書」

(2) 「生活保護（生業扶助）」を受けている世帯のみ提出するもの

- ☐ 「生活保護法第 36 条の規定による生業扶助（高等学校就学費）受給証明書」（令和 8 年 7 月 1 日以降に証明を受けたもの）

※ 生活保護受給証明書に生業扶助の記載がある場合は代わりに使用できます。
生活保護受給証明書の生業扶助については、証明書発行時に申告しないと記載されない場合があるので、発行窓口で記載を行うように申請してください。

(3) 保護者等の道府県民税及び市町村民税の所得割の合計が 182,500 円未満である世帯のみ提出するもの

- ☐ 課税証明書等

提出先：山梨〇立〇〇高校 事務室
電話番号 △△△－〇〇〇〇

上記の 7 月 1 日現在の状況による審査のほか、家計急変により収入が激減した世帯に対しての審査・認定もあります。詳しくは、高校教育課または学校にお問い合わせください。